

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一一―一一―四

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲

げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

一・二 (略)

三 矯正管区等の特定管理監督職群 刑務所、

少年刑務所又は拘置所の支所長、課長（公安職俸給表(一)の適用を受ける職員が占める官職

（支所に属する官職を除く。）に限る。）及

び上席統括矯正処遇官並びに少年院の庶務課

長及び統括専門官並びに少年鑑別所の庶務課

長、地域非行防止調整官及び統括専門官並び

に矯正管区の管区監査官、矯正就労支援情報

センター室長、課長、管区調査官、成人矯正

調整官及び少年矯正調整官

げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

一・二 (略)

三 矯正管区等の特定管理監督職群 刑務所、

少年刑務所又は拘置所の支所長、課長（公安職俸給表(一)の適用を受ける職員が占める官職

（支所に属する官職を除く。）に限る。）及

び上席統括矯正処遇官並びに少年院又は少年

鑑別所の庶務課長及び統括専門官並びに矯正

管区の管区監査官、矯正就労支援情報セン

ター室長、課長、管区調査官、成人矯正調整

官及び少年矯正調整官

四〇七 (略)

七の二 九州運輸局の特定管理監督職群 九州
運輸局の交通政策部次長、観光部次長、自動
車交通部次長、安全防災・危機管理調整官、
計画調整官、調整官及び離島航路活性化調整
官並びに九州運輸局の事務所の首席運輸企画
専門官（人事院が定める官職に限る。）並び
に九州運輸局運輸支局の次長及び首席運輸企
画専門官（いずれも人事院が定める官職に限
る。）並びに九州運輸局運輸支局の事務所の
所長及び首席運輸企画専門官（人事院が定め
る官職に限る。）

八〇十 (略)

四〇七 (略)

七の二 九州運輸局の特定管理監督職群 九州
運輸局の安全防災・危機管理調整官、計画調
整官、調整官及び離島航路活性化調整官並び
に九州運輸局運輸支局の次長（人事院が定め
る官職に限る。）並びに九州運輸局運輸支局
の事務所の所長

八〇十 (略)

十一 福島地方環境事務所の特定管理監督職群 福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び 調整官（人事院が定める官職に限る。）並び に支所長	十一 福島地方環境事務所の特定管理監督職群 福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び 支所長
十二（略）	十二（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。